

平成25年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成26年5月1日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工藤	誠	介
同	岡南		均
同	吉本	八	恵

市環発第86号
平成26年4月14日

徳島市監査委員殿

徳島市長 原 秀樹

平成25年度財政援助団体等監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成26年3月31日報告分）に基づく措置状況

市民環境部

監査の結果	措置状況
<p>利用料金の決定に係る市の承認手続きが行われていないものがあった。 （津田コミュニティ協議会）</p>	<p>利用料金の決定に係る市の承認手続きが行われていないものについて、適切な手続きを行うよう指導し、平成26年3月27日付けで、承認しました。 なお、他のコミュニティ協議会等に対しては、文書等により再度周知徹底を図ります。</p>